

### 第13 平和を守るため日弁連の果たすべき使命—その活動の経過と私見—

#### 1 戦前の弁護士会の状況と戦後の日弁連の設立

先の大戦において、弁護士会は必ずしも反戦・平和を求める活動を徹底できず、未曾有の戦争による惨禍発生に翼賛してしまった。満州事変に関しては、「自衛権の発動」であるとして、国際連盟に抗議電報を打つなどし、結局、大日本弁護士報国会が設立され、戦争に協力する存在となった。

この反省から、日弁連は、1950年広島において第1回定期総会を開催したのに続けて全国弁護士平和大会を開き、「日本国憲法は世界に率先して戦争を放棄した。われらはこの崇高な精神に徹して、地上から戦争の害悪を根絶し、各個人が人種国籍を超越し、自由平等でかつ欠乏と恐怖のない平和な世界の実現を期する」との平和宣言を採択した。

#### 2 日弁連により積み重ねられた平和を守る護憲の運動

2000年代初め頃から、筆者も日弁連に所属する一会員として日弁連の平和を守る護憲の運動に参加してきているが、戦後からこれまでの日弁連の活動の事実経緯をまとめると、以下のようになる。

(1) 日弁連は、(1)1997年下関人権擁護大会で平和のうちに安全に生きる権利、(2)2005年鳥取人権擁護大会で立憲主義の堅持と集団的自衛権への危惧、(3)2008年富山人権擁護大会で憲法第9条の今日的意義の確認を決議し、(4)2013年3月14日には集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する意見書を発出するなど、平和憲法を堅持・発展させるための活動を積み重ねてきた。

(2) 集団的自衛権の行使等を容認する安保法制に対しては、日弁連は、①2013年5月定期総会で集団的自衛権の行使容認に反対する決議、②2014年5月定期総会で「重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議」を行い、③憲法違反の集団的自衛権行使に反対する2014年7月17日街頭宣伝及びパレード、④同年10月8日閣議決定撤回！憲法違反の集団的自衛権行使に反対する10・8日比谷野音大集会&パレードを行った。

更に、⑤2015年5月29日定期総会で、安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言を決議し、⑥2015年6月18日安保法改定案に反対する意見書を公表して緊急記者会見を行い、また、⑦2014年12月～2015年4月「集団的自衛権行使容認に反対する全国一斉行動～日弁連キャラバン月間～」及び、⑧2015年5月～第189回国会が

閉会されるまでの間、「安全保障法制の国会審議に向けた一斉行動」を行った。

そして、⑨2015年8月26日に「安全保障関連法案に反対する学者の会」と日弁連の共同記者会見（クレオにて300人の弁護士・学者が集合）、及び、日比谷野外音楽堂において「大集会&パレード～法曹・学者・学生・市民総結集！～」(日弁連主催)を開催した。

その間、⑩連日、国会審議中に国会前で反対する市民と共に日弁連憲法問題対策本部有志が参加して活動し、2015年8月30日の国会前10万人大集会にも日弁連憲法問題対策本部本部長代行が参加した。

そして⑪安保法制が国会で強行可決された同年9月19日には、日弁連は、「安全保障法制改定法案の採決に抗議する会長声明」を発し、その廃止等に取り組む決意を表明した。

(3) 安保法制の国会決議後も、2016年5月27日定期総会にて安保法制に反対し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言(本文2(15)①)を出し、2016年9月19日には安保法制採決から1年を迎え、改めて安保法制の適用・運用に反対し、廃止を求める会長談話(本文2(15)②)を公表する等、徹底した反対の活動を行った。2016年10月7日の福井人権擁護大会では、「憲法の恒久平和主義を堅持し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言」を採択している。

また、各地の弁護士会、弁連(地域ごとの弁護士会連合会。以下同じ。)でも活発に安保法改正反対の活動(本文2(16))が行われている。2019年2月には、日弁連は「自衛隊や自衛の措置を憲法に書き加えても何も変わらないの?」というパンフレット(本文3(1)③)を発行している。

第二東京弁護士会では、毎月、有楽町駅前では安保法反対の街頭宣伝活動を継続して行い、2024年6月10日で100回目となった(本文2(16))。

### 3 その後の日弁連の平和を守る動き

2017年5月、いわゆる安倍改憲4項目に関しては、日弁連は、2018年5月の定期総会で「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」を採択した。

また、2022年12月16日閣議決定された安保三文書による敵基地攻撃能力の保有に対しては、日弁連は、その閣議決定と同日にこれが違憲であるとして反対の意見書を発出しており、これに引き続いて反対の会長声明、意見書が全国40弁護士会と4弁連から発出されている。

### 4 結語

設立時より「戦争は最大の人権侵害」とする日弁連に所属する一会員として、日弁連は、平和を守り市民・国民の命を守るための活動として、安保法制並びに安保三文書に対する反対の表明をはじめ、2023年11月から開始した「平和を守る全国弁護士会アクションの日」の運動などを継続的に行っており、引き続き広く市民・国民と共にこの平和を守る運動を盛り上げ、日本が少しでも戦争に近づくことのないように力を尽くすことは当然の使命であるという、私見を述べるものである。

## 1 戦前の弁護士会の状況と戦後の日弁連の設立

(1) 先の大戦において、弁護士会は必ずしも反戦・平和を求める活動を徹底できず、未曾有の戦争による惨禍発生に翼賛してしまったという歴史的事実がある。

当時、弁護士、弁護士会は、当時の弁護士法のもと、各地域ごとに裁判所や検事正、司法省の監督下に置かれ、全国的な弁護士の組織としては、任意団体として日本弁護士協会があった。

その後、東弁と一弁が分裂した影響で、全国組織として同じく任意加入団体の帝国弁護士協会が設立され、統一された全国組織はなくなり、もちろん強制加入団体でもなかった（各地域の単独弁護士会は強制加入）。

これには、弁護士の全国的な団体を任意団体とすることで、官からの規制を受けず自由な意見表明をして在野法曹として活動するためという側面もあったと言われている。

そして、日本弁護士協会や帝国弁護士協会は、当初は戦争拡大に反対の立場を表明していたが、1931年の満州事変に関しては、日本弁護士協会及び帝国弁護士会のいずれも、これを「自衛権の発動」であるとして、国際連盟に抗議電報を打ったと言われており、大正デモクラシーを背景とした協調外交やワシントン、ロンドン軍縮やパリ不戦条約等の平和を守る方向からは離れて、軍部の暴走を止める役割を果たすどころか、1938年頃からは戦争協力の方方向となり、第二次世界大戦開戦の頃には、大日本弁護士報国会が設立され、翼賛的な社会の体制に組み込まれ、戦争に協力する存在となってしまったという苦い歴史がある。

この反省から、戦後改革の一環として、議員立法による弁護士法の下、監督官庁のない、つまり国家機関から独立した自治権を持つ強制加入団体として、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命とする日弁連が設立された。

(2) 1950年 第1回定期大会と全国弁護士平和大会（広島）の平和宣言

日弁連は1950年5月12日に第1回定期総会を広島において開催し、総

会に引き続いて日本弁護士連合会平和大会を開き、「日本国憲法は世界に率先して戦争を放棄した。われらはこの崇高な精神に徹底して、地上から戦争の害悪を根絶し、各個人が人種国籍を超越し、自由平等で且つ欠乏と恐怖のない平和な世界の実現を期する」と平和宣言を採択した<sup>101</sup>。

## 2 日弁連により積み重ねられた平和を守る護憲の運動

2000年代初め頃から、筆者も日弁連の一会員として日弁連の平和を守る護憲の運動に参加してきており、その事実経緯をまとめると、以下のようになる。

### (1) 平和のうちに安全に生きる権利（下関人権擁護大会1997年宣言）

日本国憲法施行50周年を迎えた1997年には、下関で開催された人権擁護大会で、「国民主権の確立と平和のうちに安全に生きる権利の実現を求める宣言」を採択した。

宣言では、日本国憲法は、先の戦争の惨禍を教訓として、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重などを基本原理と定め、国民の国民による国民のための政治により、個人が人間として尊重され、平和のうちに安全に生きる権利を保障している、と指摘した。

この人権擁護大会では、「平和のうちに安全に生きる権利——安全保障ってなんだろう？」という分科会でシンポジウムを開催し、基地被害をはじめとする沖縄問題などを検討したうえで、この宣言を採択したものである<sup>102</sup>。

### (2) 立憲主義の堅持と集団的自衛権への危惧の表明（鳥取人権擁護大会2005年宣言）

2005年鳥取での人権擁護大会では、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」を採択した。

これは、1999年の周辺事態法、2001年のテロ対策特別措置法、2003年の有事関連三法並びにイラク復興支援特別措置法などが成立し、さらに憲法改正案が新聞社や政党から発表され、憲法の平和主義が変容するのではないかとの危機感が高まったことから、2005年の鳥取での人権擁護大会では、第一分科会「憲法は、何のために、誰のためにあるのか——憲法改正論議を検証する」を開催し、上記宣言を採択したものである。

この宣言は、憲法9条の徹底した恒久平和主義は、世界に誇りうる先駆的意義を有するとし、また、「（自民党改憲素案を念頭に置く）改憲論議の中には、憲法を権力制限規範にとどめず国民の行動規範としようとするもの、憲法改正

<sup>101</sup> 日本弁護士連合会会誌第6号1頁

<sup>102</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/1997/1997\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/1997/1997_1.html)

の発議要件緩和や国民投票を不要とするもの、国民の責任や義務の自覚あるいは公益や公の秩序への協力を憲法に明記し強調しようとするもの、集団的自衛権の行使を認めた上でその範囲を拡大しようとするもの、軍事裁判所の設置を求めるものなどがあり、……危惧せざるを得ない」とし、さらに、「集団的自衛権についても、その意味するところや行使を認めるか否かについては、多様な意見が存する。……日本に対する侵略を行っていない他国の領土へ武力を行使する危険性もあり、恒久平和主義の原理を後退させることにつながると危惧せざるを得ない」と表明した<sup>103</sup>。

### (3) 憲法第9条の今日的意義の確認（富山人権擁護大会2008年宣言）

2008年に富山で開催された人権擁護大会では、「平和的生存権及び日本国憲法第9条の今日的意義を確認する宣言」を採択した。

この人権大会では、第一分科会で「憲法改正問題と人権・平和のゆくえ」を議論したうえ、上記宣言を採択した。この宣言が指摘する今日的意義は、次の3点である。

- ①平和的生存権は、すべての基本的人権保障の基礎となる人権であり、戦争や暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会において、全世界の人々の平和に生きる権利を実現するための具体的規範とされるべき重要性を有すること、
- ②憲法9条は、一切の戦争と武力の行使・武力による威嚇を放棄し、他国に先駆けて戦力の不保持、交戦権の否認を規定し、国際社会の中で積極的に軍縮・軍備撤廃を推進することを憲法上の責務として我が国に課したこと、
- ③憲法9条は、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、自衛隊の組織・装備・活動等に対し大きな制約を及ぼし、海外における武力行使および集団的自衛権行使を禁止するなど、憲法規範として有効に機能していること、を決議した<sup>104</sup>。

### (4) 2013年3月14日 集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する意見書

2012年12月、集団的自衛権の行使を容認する国家安全保障基本法案が提出されかねない状況となった。

これに対して、日弁連理事会は、2013年3月14日に「集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する意見書」を採択した。

<sup>103</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/2005/2005\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2005/2005_1.html)

<sup>104</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/2008/2008\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2008/2008_1.html)

この意見書は、「集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を変更し、その行使を容認することに反対する」とともに、「集団的自衛権の行使を容認し、秘密保全法制の整備を規定する「国家安全保障基本法案」の国会提出に反対する」とするものであった<sup>105</sup>。

#### (5) 2013年5月定期総会での集団的自衛権の行使容認に反対する決議

2013年5月の第64回定期総会は、「集団的自衛権の行使容認に反対する決議」を圧倒的多数で採択した。

この決議は、「自国が直接攻撃されていない場合には集団的自衛権の行使は許されないとする確立した政府解釈は、憲法尊重擁護義務（憲法第99条）を課されている国務大臣や国会議員によってみだりに変更されるべきではない。また、下位にある法律によって憲法の解釈を変更することは、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（憲法第98条）、政府や国会が憲法に制約されるという立憲主義に反するものであって、到底許されない。」と指摘した。そして、「当連合会は、憲法の定める恒久平和主義・平和的生存権の今日的意義を確認するとともに、集団的自衛権の行使に関する確立した解釈の変更、あるいは集団的自衛権の行使を容認しようとする国家安全保障基本法案の立法に、強く反対する。」と決議したのである<sup>106</sup>。

#### (6) 2013年10月 広島の人権擁護大会決議にて国防軍構想への反対

更に、2013年10月、広島での人権擁護大会で、「恒久平和主義、基本的人権の意義を確認し、『国防軍』の創設に反対する決議」を採択した。

この決議は、「今、我が国に求められているのは、何よりも日本国憲法が目指す個人の尊重を根本とした立憲主義に基づく基本的人権の保障であり、軍事力によらない平和的方法による国際的な安全保障実現のためのリーダーシップの発揮である。」とし、「当連合会は、弁護士法の定める「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という使命に立脚し、改めて日本国憲法の前文の平和的生存権や憲法第9条に示された基本原理である徹底した恒久平和主義の意義及び基本的人権尊重の重要性を確認し、ここに「国防軍」の創設に強く反対するものである。」とした<sup>107</sup>。

#### (7) 2014年5月3日の憲法記念日の日弁連会長談話

2014年に入って、全国各都道府県の全部の弁護士会で、集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明や決議が行われ、2014年4月、全国の単位弁

<sup>105</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2013/130314\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2013/130314_3.html)

<sup>106</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly\\_resolution/year/2013/2013\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2013/2013_1.html)

<sup>107</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/2013/2013\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2013/2013_3.html)

護士会の会長等も構成メンバーに加える理事会内本部として憲法問題対策本部を立ち上げた。

5月3日の憲法記念日には、以下の日弁連会長談話をはじめ、全国の弁護士会で安保法制に反対する意見表明、会長声明が出された。

日弁連会長談話では、

「憲法は人権を守り、国の在り方を定める最高法規である。日本国憲法は、基本的人権の尊重とともに、戦争放棄のみならず、戦力不保持・交戦権否認という徹底した恒久平和主義を基本原理とすることで、平和国家としての国の在り方を定めた。

日本国憲法第9条は、平和国家としての日本の未来を指し示すものとして、悲慘な戦争体験を経た日本国民から受け入れられた。その後、世界各地では数々の戦争が起きたが、日本は一度も戦争に参加することなく今日に至っている。

今、政府が進めようとしている集団的自衛権行使容認の動きは、日本が攻撃されていないにもかかわらず、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えることになる。

そのような憲法の基本原理に関わる重大な解釈の変更が、国民の中で十分に議論されることなく、政府の判断で行われることは、憲法により国家権力を制限することで人権保障を図るという立憲主義に反し、憲法の存在意義を失わせることであり、絶対に認めることはできない。

当連合会は、1950年5月12日に開催された全国弁護士平和大会での平和宣言において、『日本国憲法は世界に率先して戦争を放棄した。われらはこの崇高な精神に徹して、地上から戦争の害悪を根絶し、各個人が人種国籍を超越し、自由平等で且つ欠乏と恐怖のない平和な世界の実現を期する』と表明したが、この決意は今も変わらない。

日本が過去の侵略戦争への反省の下に徹底した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵略により悲慘な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、アジアにおいて武力によらずに紛争を解決し、平和な社会を創り上げる礎になるものである。

当連合会は、先日、憲法問題対策本部を発足させたところであり、立憲主義を堅持し、徹底した恒久平和主義を守るために、全力を尽くすことを誓うものである。」

とされている<sup>108</sup>。

**(8) 2014年5月定期総会 「重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議」**

この決議は、前年の定期総会の「集団的自衛権の行使容認に反対する」の決議後も、政府が集団的自衛権の行使容認等に向けて、憲法解釈を変更する閣議決定を行おうとしていることに対し、重ねて反対の決議をしたものである。

この決議では、「このような憲法の基本原理に関わる変更を国民の意思を直接問う手続を経ることもなく、内閣の判断で行うことは、仮に集団的自衛権の行使に『限定』を付して認めるものだとしても、憲法を最高法規とし、国務大臣等の公務員に憲法尊重擁護義務を課して(憲法第98条第1項及び第99条)、権力に縛りをかけた立憲主義という近代憲法の存在理由を根本から否定するものである。」と、限定付容認論でも立憲主義に反することを指摘した。

さらに、この決議は、「世界各国が相互に密接な経済的依存関係を有する今日、軍事力に頼るのではなく、平和的方法による地域的な共通の安全保障を追求することこそが現実的である」として、「当連合会はここに重ねて、政府が憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認しようとすることに対し、立憲主義及び徹底した恒久平和主義に反するものとして、強く反対する」とした<sup>109</sup>。

**(9) 2014年7月17日街頭宣伝及びパレード、及び、同年10月8日閣議決定撤回！憲法違反の集団的自衛権行使に反対する10・8日比谷野音大集会&パレード**

① 日弁連では、2014年7月1日に集団的自衛権を容認する閣議決定が行われたことに対し、同月17日には有楽町でこれに反対する街頭宣伝を行った後、日比谷公園から銀座にかけて反対のパレードを行った<sup>110</sup>。

② 更に、日弁連では、同年10月8日には、日比谷野外音楽堂にて、安保法制反対の大集会を開き、銀座にてパレードを行った。

野音での大集会では、村越進（日弁連会長（当時））、山岸良太（日弁連憲法問題対策本部本部長代行（当時））、宮崎礼壹（元内閣法制局長官）、上野千鶴子（社会学者）、青井未帆（憲法学者・学習院大学教授）、中野晃一（上智大学教授）、三木由希子（NPO 法人情報クリアリングハウス理事長）、高田健（解釈で9条を壊すな！実行委員長）らが反対の挨拶をした上で、日

<sup>108</sup> <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2014/140503.html>

<sup>109</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly\\_resolution/year/2014/2014\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2014/2014_2.html)

<sup>110</sup> [https://www.jcp.or.jp/akahata/aik14/2014-07-18/2014071801\\_01\\_1.html](https://www.jcp.or.jp/akahata/aik14/2014-07-18/2014071801_01_1.html)

比谷野音から銀座を通り東京駅（鍛冶橋駐車場）まで、参加者3000人でパレードを行った<sup>111</sup>。

(10) 2015年5月29日定期総会 安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言

前年、前前年に引き続き、三度、日弁連定期総会にて集団的自衛権を認める安保法等の法案に反対する宣言を採択した。

「戦後70年を迎えた今、平和と人権及び立憲主義はかつてない危機に瀕している。

政府は、2014年7月1日に集団的自衛権の行使容認等を内容とする閣議決定を行い、これを受けて……法案を国会に提出している。これは、日本国憲法前文及び第9条が規定する恒久平和主義に反し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものであり、立法により事実上の改憲を行おうとするものであるから、立憲主義にも反している。……

戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の下でこそ守ることができる。

これは、先の大戦の余りにも大きく痛ましい犠牲に対する真摯な反省と、そこから得た痛切な教訓であり、この反省と教訓を胸に私たちの国は戦後の歴史を歩んできた。……

ところが、戦後70年を迎え、日本国憲法の恒久平和主義に、今大きな危機が迫っている。

今般、国会に提出された安全保障法制を改変する法案は、憲法上許されない集団的自衛権の行使を容認するものであり、憲法第9条に真正面から違反する。……憲法改正手続を経ることなく、法律の制定、改廃によって憲法第9条の改変が事実上進められようとしている。これは立憲主義に反するものであり、到底容認することができない。

戦前、弁護士会は、言論・表現の自由が失われていく中、戦争の開始と拡大に対し反対を徹底して貫くことができなかった。……今、弁護士及び弁護士会が「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という立場から意見を述べ行動しなければ、弁護士及び弁護士会は、先の大戦への真摯な反省と、そこから得た痛切な教訓を生かせないことになる。

私たちは、1950年の第1回定期総会（広島市）に引き続いて開催された平和大会において、日本国憲法の戦争放棄の崇高な精神を徹底して、平和な世界の実現を期することを宣言した。私たちはこの決意を思い起こし、憲

---

<sup>111</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba\\_info/publication/pamphlet/hibiya-parade\\_141008.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/hibiya-parade_141008.pdf)

法の恒久平和主義や基本的人権の保障及び立憲主義を守り抜くために、集団的自衛権の行使等を容認し自衛隊を海外に派遣して他国軍隊の武力行使を支援する活動等を認める、今般の安全保障法制等を改定する法案に強く反対するとともに、平和と人権、そして立憲主義を守る活動に国民と共に全力を挙げて取り組む。

以上のとおり宣言する。<sup>112)</sup>

- (11) 2015年5月30日 第24回憲法記念行事を日弁連と東京三会の共催で開催し、その第1部で青井未帆教授による講演「集団的自衛権の立法化問題・秘密保護法施行問題の核心」、その他、「マイノリティに向けられるヘイト・スピーチ」「慰安婦報道に端を発した元新聞記者やその家族への個人攻撃問題」「『売国奴』『反日』等の言葉が個人攻撃で流布される風潮」等について問題提起が行われた。

ここでは、「日本国憲法は、『政府の行為によって戦争の惨禍がもたらされた』反省から『すべて国民は、個人として尊重される』(13条)と規定し、この『個人の尊重』は現行憲法の恒久平和主義と基本的人権保障の理念の礎とも言えるものです。」「しかし、昨今の政治や社会の状況は、そのような『個人の尊重』よりも、偏狭な愛国心を煽って『国益』『国の名誉』を優先させようという風潮が蔓延しつつあり、異論を封じ込めるような強引な政治決定や、暴力的言動で自分たちの考えに反する者を徹底的に攻撃・排斥する社会事象が頻発しています。そこで、これらの問題が憲法13条『個人の尊重』を蔑ろにする深刻な問題であり、憲法の基本理念そのものの危機的なのだということを、広く市民の皆さんに知ってもらい、アピールする」としている。

集団的自衛権容認の問題を多角的視点からとらえ、青井未帆教授に「集団的自衛権の立法化問題・秘密保護法施行問題の核心」として講演いただき、パネリストとして田中伸尚氏(ノンフィクション作家)、青木理氏(ジャーナリスト)、師岡康子氏(弁護士)、青井未帆氏(憲法学者)をお迎えして、「マイノリティに向けられるヘイト・スピーチ問題」「慰安婦報道に端を発した元新聞記者やその家族への個人攻撃問題」「『売国奴』『反日』等の言葉が個人攻撃で流布される風潮」について問題提起を行った<sup>113)</sup>。

- (12) 2015年6月18日 安全保障法制改定法案に反対する意見書を公表し  
緊急記者会見

<sup>112)</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly\\_resolution/year/2015/2015\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2015/2015_1.html)

<sup>113)</sup> <https://www.toben.or.jp/known/iinkai/kenpou/event/13.html>

集团的自衛権行使を認める安保法案に対し、前記(5)(8)(10)の宣言・決議の反対の趣旨をまとめ、理事会決議を経て意見書の形で公表し、緊急記者会見をした。

その意見の趣旨は、

「2015年5月15日に内閣が国会に提出した平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案は、以下の1から3等において、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに憲法第9条等の恒久平和主義と平和的生存権の保障及び国民主権の基本原則に違反して違憲であるから、これらの法律の制定に強く反対する。

1 我が国に対する武力攻撃がないにもかかわらず、「存立危機事態」において集团的自衛権に基づいて他国とともに武力を行使しようとするものであること

2 「重要影響事態」及び「国際平和共同対処事態」において、武力の行使を行う外国軍隊への支援活動等を、戦闘行為の現場以外の場所ならば行えるものとする等、海外での武力の行使に至る危険性の高いものであること

3 国際平和協力業務における安全確保業務やいわゆる駆け付け警護、さらには在外邦人の救出活動において、任務遂行のための武器使用を可能なものとする等、海外での武力の行使に至る危険性の高いものであること」

というものである<sup>114</sup>。

(13) 2014年12月～2015年4月「集团的自衛権行使容認に反対する全国一斉行動～日弁連キャラバン月間～」及び、2015年5月～第189回国会が閉会されるまでの間「安全保障法制の国会審議に向けた一斉行動」

(14) 2015年9月19日安保法制成立前後の日弁連の動き

① 2015年8月26日「安全保障関連法案に反対する学者の会」と共に日弁連の共同記者会見（クレオにて300人の弁護士・学者が集合）を行った上、日比谷野外音楽堂において全国から4000人を超える弁護士や市民が結集して、「安保法案廃案へ！立憲主義を守り抜く大集会&パレード～法曹・学者・学生・市民総結集！～」(日弁連主催)を開催した<sup>115116</sup>。

② 2015年8月30日 国会前10万人大集会に、日弁連憲法問題対策本

<sup>114</sup> <https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2015/150618.html>

<sup>115</sup> <https://youtu.be/rINzeXNnyVE?si=DPB2XcLfrxnWbdi0>

<sup>116</sup> [https://niben.jp/news/news\\_pdf/oshirase20150826.pdf](https://niben.jp/news/news_pdf/oshirase20150826.pdf)

部本部長代行（当時）等も参加<sup>117</sup>。

③ 連日、国会審議に対して国会前で反対する市民と共に日弁連憲法問題対策本部有志が参加して活動。

④ 日弁連では、安保法制の参議院での採決に対し、2015年9月19日「安全保障法制改定法案の採決に抗議する会長声明」を発出し、その適用・運用に反対し、廃止・改正に向けた取組を行う決意を表明している<sup>118</sup>。

#### (15) 安保法制成立後の日弁連の活動

① 2016年5月27日定期総会 安保法制に反対し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言

「……安保法制が容認した集団的自衛権の行使や後方支援の拡大等は、……日本国憲法前文及び第9条に定める恒久平和主義に反する。また、憲法改正手続を経ずに、閣議決定及び法律の制定によって実質的に憲法を改変しようとするものであり、立憲主義に反するものである。……言論の府であるべき国会において、十分な説明が尽くされないまま採決が強行されたことは、立憲主義・民主主義国家としての我が国の歴史に大きな汚点を残したものであった。

そして、安保法制が本年3月29日に施行されたことにより、我が国は、……海外における武力の行使に踏み出しかねない段階に至った。立憲主義及び民主主義の危機はより一層深刻であり、平和国家としての我が国の在り方が変わろうとしている。

しかし、このような事態を座視するわけにはいかない。……

当連合会は、2015年5月29日の定期総会において、戦前、弁護士会が戦争の開始と拡大に対し反対を徹底して貫くことができなかったことを省み、安保法制に反対し、立憲主義を守る活動に全力を挙げて取り組むことを宣言した。当連合会は、これまでの取組の成果を踏まえ、改めて憲法の立憲主義及び恒久平和主義の意義を確認するとともに、今後とも安保法制の適用・運用に反対しその廃止・改正を求めることを通じて立憲主義及び民主主義を回復するために、市民と共に取り組むことを決意する。

以上のとおり宣言する。<sup>119</sup>」

② 2016年9月19日 安保法制採決から1年を迎え、改めて安保法制

<sup>117</sup> <https://www.anti-war.info/anti-war3/wp-content/uploads/2015/09/bb9c0ba9deace6ddacdb5dfca56e9673.pdf>

<sup>118</sup> <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2015/150919.html>

<sup>119</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly\\_resolution/year/2016/2016\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2016/2016_3.html)

の適用・運用に反対し、廃止を求める会長談話

「本日、平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下併せて「安保法制」という。）が採決されてから1年を迎えた。

安保法制が容認した集団的自衛権の行使や後方支援の拡大等は、海外での武力の行使を容認し、又は、武力の行使に至る危険性が高いものであり、日本国憲法前文及び第9条に定める恒久平和主義に反する。また、憲法改正手続を経ずに、閣議決定及び法律の制定によって実質的に憲法を改変するものであり、立憲主義に反する。……

当連合会は、憲法違反の安保法制に基づく運用が積み重ねられていることは、立憲主義や恒久平和主義に対するより深刻な危機となることから、これに反対するとともに、安保法制の廃止を求めて、引き続き市民とともに取り組む決意を改めて表明する。<sup>120)</sup>

③ 2016年10月 福井の人権擁護大会にて憲法の恒久平和主義を堅持し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言

2016年10月7日、福井での人権擁護大会で、安保法制が制定・施行された状況に対し、「憲法の恒久平和主義を堅持し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言」を採択し、「今、この国の歴史の大きな岐路に立って、当連合会は、民主主義を担う市民とともに、立憲主義国家が破壊され、この国が再び戦争の破局へと向かうことの決してないよう、憲法の恒久平和主義を堅持し、損なわれた立憲主義と民主主義を回復するために、全力を挙げることをここに表明するものである。」とした<sup>121)</sup>。

(16) 各地の弁護士会の活動

各地の弁護士会、弁連で活発に安保法制反対の活動が行われている<sup>122)</sup>。

特に、第二東京弁護士会では、毎月、有楽町駅前では安保法反対の街頭宣伝活動を継続して行い、2024年6月10日で100回目となり、筆者も第二東京弁護士会の一会員としてそのほとんどに参加している<sup>123)</sup>。

3 その後の日弁連の平和を守る動き

(1) 安倍改憲4項目についての意見表明

<sup>120)</sup> <https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2016/160919.html>

<sup>121)</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/2016/2016\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2016/2016_1.html)

<sup>122)</sup>

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/activity/data/constitution/past\\_event\\_160310.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/activity/data/constitution/past_event_160310.pdf)

<sup>123)</sup> <https://niben.jp/news/report/2024/202406244192.html>

- ① 安倍首相は、2017年5月3日の保守派の憲法改正集会のメッセージの中で、「今を生きる私たちは少子高齢化、人口減少、経済再生、安全保障環境の悪化など、我が国が直面する困難な課題に対し、真正面から立ち向かい、未来の責任を果たさなければなりません。そのために憲法の改正が必要なのです」と述べている。そして自衛隊の明記等、4項目を取り上げて憲法改正の必要を訴えた。

そして、2017年12月20日には、自民党憲法改正推進本部が「憲法改正に関する論点取りまとめ」として「(1)自衛隊について」「(2)緊急事態について」「(3)合区解消・地方公共団体について」「(4)教育充実について」の「改憲4項目」を掲げた。

このうち、平和と関連する改憲項目は「(1)自衛隊について」と「(2)緊急事態について」のものである。

- ② 「(1)自衛隊について」に関して、2018年3月、自由民主党（自民党）憲法改正推進本部が方向性を示した条文イメージ（たたき台素案）は、憲法9条1項及び2項は残しつつ新たに憲法9条の2を設け、憲法9条の規定は「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置」をとることを妨げずとし、そのための実力組織として「自衛隊を保持する」ことを憲法上明記する案（自衛隊等明記案）である。

これに対して、日弁連では、2018年5月25日、第69回定期総会において、「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」を公表し、

「1 自衛隊等明記案では新たに憲法9条の2を設け、憲法9条の規定は「必要な自衛の措置」をとることを「妨げず」と定めており、「必要な自衛の措置」の内容は現在の案では限定されていない。このため、海外における武力行使及び集団的自衛権の行使を禁止するというこれまで憲法9条が果たしてきた憲法規範としての機能が減退ないしは喪失し、「必要な自衛の措置」として、存立危機事態はもとより、それ以外の場面でも集団的自衛権の行使が容認される危惧が生じる。そうであれば、政府がこれまで維持するものとしてきた専守防衛政策に根本的な変化をもたらしかねず、日本国憲法の恒久平和主義の内実を実質的な変化を生じさせるおそれがある。

2 自衛隊等明記案は「必要な自衛の措置」としての武力行使の限界を憲法に定めていないため、その判断が内閣又は国会に委ねられることに

なる。また、自衛隊の行動に対する「国会の承認その他の統制」の具体的な内容は憲法ではなく法律に委ねられている。こうしたことから、自衛隊の行動に対する実効性のある統制を実現することに疑義が生じ、権力の行使を憲法に基づかせ、国家権力を制約し国民の権利と自由（基本的人権）を保障するという立憲主義に違背するおそれがある。」

と、自民党の「自衛隊明記」の動きに対して問題点を指摘し、

「また、当連合会は、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から、国の将来を大きく左右する憲法9条の改正議論に当たり、その課題ないしは問題を明らかにすることにより、国民の間で憲法改正の意味が十分に理解され、議論が深められるよう、引き続き自らの責務を果たす決意である。」

と決意を表明したのである<sup>124</sup>。

③ 更に、2019年2月には、「自衛隊や自衛の措置を憲法に書き加えても何も変わらないの？」というパンフレットを発行している。

④ また、「(2)緊急事態について」に関しては、2017年2月17日に「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書」を発出していたところ、緊急事態における国会議員の任期延長についても、2017年12月22日に「大規模災害に備えるために公職選挙法の改正を求める意見書」を発出し「公職選挙法の改正で対応すべきであり、憲法改正は不必要である」としていたところ、2022年5月2日に「憲法改正による緊急事態条項の創設及び衆議院議員の任期延長に反対する会長声明」、2023年5月11日に「国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対し、大規模災害に備えるための公職選挙法の改正を求める意見書」を発出している<sup>125</sup>。

## (2) 安保三文書に対する反対の意見書

2022年12月16日に閣議決定された安保三文書については、日弁連は、即日、「『敵基地攻撃能力』ないし『反撃能力』の保有に反対する意見書」を発出した<sup>126</sup>。

なお、この安保三文書については、9条2項の戦力不保持のもと保有を禁じていた敵基地攻撃能力を保有すること等に関して、これに反対する会長声明、意見書が、全国40弁護士会と4弁連から発出されている（2024年3月現

<sup>124</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly\\_resolution/year/2018/2018\\_1.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2018/2018_1.html)

<sup>125</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230511\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230511_2.html)

<sup>126</sup> <https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2022/221216.html>

在)。

### (3) 平和を守る全国弁護士会アクションの日

日弁連は、2023年11月から、全国で平和を守る行動を展開するため、憲法公布の日である11月3日を「平和を守る全国弁護士会アクションの日」と位置づけ、毎年11月の期間を中心に、全国の弁護士会にシンポジウム、街頭宣伝等を行うよう呼びかけ、各地にその活動が広がっている。

## 4 結語

一戦争を翼賛してしまった「戦前の過ち」を再び繰り返さないために―

以上の日弁連の活動の事実経緯を踏まえ、筆者は日弁連の一会員として考えるところを結語として述べる。

日弁連としても、戦前の弁護士団体が、市民・国民を戦争の惨禍に巻き込むことのないようにという活動に徹しきれず、我が国で310万人、アジア・太平洋地域で2000万人以上の死亡者を生ずるという悲惨な結果を招来させてしまった責任の一端を担ってしまったことを、深く反省せざるを得ないと筆者は考えている。

筆者の考えるところでは、日弁連は、この反省を込めて、戦後、日本国憲法の下、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする法曹団体として発足し、戦争は最大の人権侵害であることを標榜して、第1回大会から憲法を守り平和を守る人権擁護団体として、その信念のもと運動を継続してきた長い歴史があり、その事実経緯は前記のとおりである。

更に、政府の集団的自衛権行使容認の方針に対して、平和と人権を守る日弁連として反対の意見書や会長声明等を発出し、全国の単位会等もこれに続いた。その後も前記のとおりかつてないほど大規模な反対の運動を継続して展開してきた。

この安保法制については、安保法制国会審議の初期に、衆議院憲法審査会で意見を述べた憲法学者3名すべてをはじめ、ほとんどの憲法学者が憲法違反である旨を述べ、かつ、元最高裁判所長官や元最高裁判所判事、複数の元内閣法制局長官が違憲とし、日弁連、全国単位会もすべて違憲として反対してきた。にもかかわらず、多数の国民の反対を押し切って国会で強行的に採決が行われた。その後、かつてないほど多数の市民・国民が全国各地の裁判所にて、自らの命を守るために戦争による生命等の侵害の危険を訴えて安保法制違憲訴訟を提起したにもかかわらず、司法が市民・国民の命を守るべき役割を十分に果たせていない状況が続いていることも第12記載のとおりである。

しかも、安保法制によって憲法9条1項、2項の規範性の根本が切り崩されて

いる状況下において、更に2022年12月に至って、「安保三文書」により、これまで9条2項により規制されるとして保有してこなかった相手国の領域に脅威を与えるスタンド・オフ・ミサイル等の敵基地攻撃能力（反撃能力）を有する兵器の保持が堂々と容認されることとなった。ここでは、南西諸島方面で「台湾有事」を契機に中国を念頭に武力紛争が生じかねない状況を想定し、国民に「決意」が求められており、再び、政府の行為によって市民・国民が中国との戦争の惨禍に巻き込まれかねないような重大な事態が想定されている。この「安保三文書」についても、日弁連は、閣議決定当日に、反対する意見書を理事会決議の上発出していることは、前記のとおりである。

そして、筆者がさらに重大な問題と考えていることは、政府により戦争ができる国への準備の立法が次々となされ、日本の社会が各分野で大きく変えられ、本当に戦争をする国へと、即ち、基本的人権の擁護を第一とする国から戦争遂行目的のためには人権の抑圧もやむなしという国へと変容しようとしていることである。しかも、この重大な岐路に立つ現在、憲法を守るべき司法がその役割を十全に果たせていない状況がある。

この現状では、「平和を守るか否か」、即ち市民・国民の「命を守る」行動は主権者たる市民・国民自身の双肩にゆだねられた状況となっていると言わざるを得ない。かかる状況に鑑みて、日弁連に対して、日弁連が基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士からなり、戦争は最大の人権侵害であるとする人権団体である以上、市民・国民に対し情報提供することにより、政府の安保法制や「安保三文書」による軍事的抑止力偏重や戦争のできる国への変容に警鐘を鳴らし、市民・国民と共に平和を守り市民・国民の命を守るための活動を継続的に行い、広く市民・国民と共にこの運動を盛り上げ、日本が少しでも戦争に近づくことのないように力を尽くすことが当然の使命であると考ええるものである。

以上、戦争を翼賛してしまった「戦前の過ち」を繰り返すことのないよう、日弁連に対して、改めて設立当初の精神に立ち返って、市民・国民と共に平和を守る運動に全力を尽くさなければ使命を果たすことができない旨、私見を述べるものである。

安保三文書の検討のために  
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真

弁護士 井 上 正 信

弁護士 福 田 護

弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。